

**PATENT COOPERATION TREATY**

**PCT**

**INTERNATIONAL PRELIMINARY REPORT ON PATENTABILITY**

(Chapter I of the Patent Cooperation Treaty)

(PCT Rule 44bis)

Applicant's or agent's file reference V-67	<b>FOR FURTHER ACTION</b>		See item 4 below
International application No. PCT/JP2015/084880	International filing date ( <i>day/month/year</i> ) 14 December 2015 (14.12.2015)	Priority date ( <i>day/month/year</i> ) 25 December 2014 (25.12.2014)	
International Patent Classification (8th edition unless older edition indicated) See relevant information in Form PCT/ISA/237			
Applicant FUJIKIN INCORPORATED			

<p>1. This international preliminary report on patentability (Chapter I) is issued by the International Bureau on behalf of the International Searching Authority under Rule 44 bis.1(a).</p> <p>2. This REPORT consists of a total of 6 sheets, including this cover sheet.</p> <p>In the attached sheets, any reference to the written opinion of the International Searching Authority should be read as a reference to the international preliminary report on patentability (Chapter I) instead.</p>																								
<p>3. This report contains indications relating to the following items:</p> <table> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>Box No. I</td> <td>Basis of the report</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. II</td> <td>Priority</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. III</td> <td>Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. IV</td> <td>Lack of unity of invention</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>Box No. V</td> <td>Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. VI</td> <td>Certain documents cited</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. VII</td> <td>Certain defects in the international application</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>Box No. VIII</td> <td>Certain observations on the international application</td> </tr> </table> <p>4. The International Bureau will communicate this report to designated Offices in accordance with Rules 44bis.3(c) and 93bis.1 but not, except where the applicant makes an express request under Article 23(2), before the expiration of 30 months from the priority date (Rule 44bis .2).</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	Box No. I	Basis of the report	<input type="checkbox"/>	Box No. II	Priority	<input type="checkbox"/>	Box No. III	Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability	<input type="checkbox"/>	Box No. IV	Lack of unity of invention	<input checked="" type="checkbox"/>	Box No. V	Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement	<input type="checkbox"/>	Box No. VI	Certain documents cited	<input type="checkbox"/>	Box No. VII	Certain defects in the international application	<input type="checkbox"/>	Box No. VIII	Certain observations on the international application
<input checked="" type="checkbox"/>	Box No. I	Basis of the report																						
<input type="checkbox"/>	Box No. II	Priority																						
<input type="checkbox"/>	Box No. III	Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability																						
<input type="checkbox"/>	Box No. IV	Lack of unity of invention																						
<input checked="" type="checkbox"/>	Box No. V	Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement																						
<input type="checkbox"/>	Box No. VI	Certain documents cited																						
<input type="checkbox"/>	Box No. VII	Certain defects in the international application																						
<input type="checkbox"/>	Box No. VIII	Certain observations on the international application																						

	Date of issuance of this report 27 June 2017 (27.06.2017)
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland	Authorized officer  Mineko Mohri
Facsimile No. +41 22 338 82 70	e-mail: pct.team8@wipo.int

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 渡邊 彰 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒542-0086 日本国大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目13番1 8号 イナバビル3階 キシモト特許事務所内		発送日 (日.月.年) 15.03.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 V-67		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2015/084880	国際出願日 (日.月.年) 14.12.2015	優先日 (日.月.年) 25.12.2014	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F16K35/00(2006.01)i, F16K31/122(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社フジキン			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 02.03.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 北村 一	30	3734
電話番号 03-3581-1101 内線 3358			

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-5	有
	請求項	1	無
進歩性 (IS)	請求項	2-5	有
	請求項	1	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2000-283328 A (株式会社フジキン) 2000. 10. 13, 段落 [0013] - [0028], 図1-3 (ファミリーなし)

文献2：JP 3020501 U (株式会社ベンカン) 1996. 02. 02, 段落 [0007] - [0010], 図2, 4 (ファミリーなし)

文献3：JP 7-83338 A (清原 まさ子) 1995. 03. 28, 段落 [0011] - [0024], 図1 & US 5439197 A, 第3欄第58行-第7欄第12行, 図1 & EP 651190 A1

●請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に開示されているから、新規性及び進歩性を有しない。

請求項1について、文献1には、

流体通路が設けられたボディ(2)と、ボディ(2)の上方に設けられたボンネット(3)と、ボンネット(3)の上方に設けられたケーシング(4)と、流体通路を開閉する弁体(6)と、上昇または下降することにより弁体(6)を開または閉方向に移動させるステム(5)と、ステム(5)を上下移動させるアクチュエータとを備えている流体制御器において、

開閉に伴うステム(5)の上下移動量の上限値を設定するステム上下移動量上限値設定手段(弁棒5のフランジ部5aの上面と、ボンネット3の下側段部14と、により構成される)と、開閉に伴うステム(5)の上下移動量を上限値以下の範囲で調整可能なステム上下移動量微調整手段(可動ストップ21と、弁棒5の上端と、により構成される)を備えている流体制御器が記載されている。

●請求項2-5に係る発明は、新規性及び進歩性を有する。

< 補充欄に続く >

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## &lt;第V欄の2. の続き&gt;

文献1には、ステム上下移動量微調整手段は、ハンドル(34)を回転させることによって上下移動させられる移動体(21)を有しており、ステム上下移動量の微調整は、ステム(5)と一体とされたアクチュエータ駆動軸と移動体(21)との距離が変化することで得られる流体制御器が記載されている。

しかし、特に、「ステム上下移動量の上限値は、ステムとケーシングとの距離を変更することで得られ」る点は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示も示唆もされていない。

請求項3について、文献2には、

ステム(23)と一体とされたアクチュエータ駆動軸(25)の上端部が、移動体(28)に設けられた軸挿入孔に挿入されており、軸挿入孔の下方に位置するアクチュエータ駆動軸(25)の部分に、フランジ部(固定軸25の調整駒28の下方に位置する大径部がこれに相当する。)が設けられており、アクチュエータ駆動軸(25)のフランジ部の上面と移動体(28)の下面との距離がステム上下移動量とされている流体制御器が記載されている。

しかし、特に、「ステム上下移動量上限値設定手段は、おねじが形成されたケーシングの下方突出部と、ボンネットの頂壁に設けられためねじと、ロックナットとを備えている」点は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示も示唆もされていない。

請求項4について、文献2には、

ステム上下移動量微調整手段は、内周にめねじが設けられてケーシング(20)に回転可能に支持されたハンドル(21)と、外周におねじが設けられてハンドル(21)の内周にねじ合わされた移動体(28)と、移動体(28)のケーシング(20)に対する回転を防止するとともに上下方向への移動を可能とする案内手段とを備えている流体制御器が記載されている。

しかし、文献1に記載された流体制御器のステム上下移動量微調整手段として、文献2に記載された上記事項を適用することにより請求項4に係る発明とすることは、当業者にとって容易に想到し得たとはいえない。

<補充欄に続く>

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## &lt;第V欄の2. の続き&gt;

請求項5について、文献3には、

ハンドル(12)は、手で持つ部分となる外筒体(12')と、外筒体(12')内に嵌め入れられた内筒体(11)と、内筒体(11)内に嵌め入れられた軸体(11')とからなり、ケーシング(3)の内周にめねじ(3c)が形成されて、内筒体(11)に、ケーシング(3)のめねじ(3c)にねじ合わされているおねじが形成されており、軸体(11')の外周に、ケーシング(3)のめねじ(3c)のねじピッチよりも小さいねじピッチのおねじ(11a)が形成されており、移動体(10)の内周に、軸体(11')のおねじ(11a)にねじ合わされているめねじ(10a)が形成されている流体制御器が記載されている。

しかし、文献1に記載された流体制御器のステム上下移動量微調整手段として、文献3に記載された上記事項を適用することにより請求項5に係る発明とすることは、当業者にとって容易に想到し得たとはいえない。